

熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成15年5月16日から平成15年9月15日まで

**熊本県公告第330号**

大規模小売店舗地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年5月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
第3シルクビル  
熊本市大江四丁目2番3号
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前10時 閉店時刻午後9時  
変更後 開店時刻午前9時 閉店時刻午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
変更前 午前10時から午後11時まで  
変更後 午前9時から午前0時まで
  - (3) 荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前6時から午後8時まで  
変更後 午前6時から午後10時まで
- 3 変更する年月日  
平成15年4月25日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
株式会社ダイエーほか
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
13,246平方メートル
  - (3) 駐車場の収容台数  
838台
  - (4) 駐輪場の収容台数  
520台
  - (5) 荷さばき施設の面積  
204平方メートル
  - (6) 廃棄物等の保管施設の容量  
238立法メートル
  - (7) 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
- 5 届出年月日  
平成15年4月24日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成15年5月16日から平成15年9月15日まで

**熊本県公告第331号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年5月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市荒尾字下西田412番2の一部、同556番の一部、同557番1、同557番2の一部及び溜池の一部  
1,787.86平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
荒尾市増永570番地  
吉川圖南雄

**熊本県公告第332号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成15年5月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 本渡市南町1番1号
- 2 築造者の氏名 株式会社本渡興産